

# 第19回 浦幌町農業委員会総会議事録

平成31年2月27日 開会

平成31年2月27日 閉会

浦幌町農業委員会

平成31年2月27日 第19回浦幌町農業委員会総会を浦幌町役場2階中会議室にて招集

開会 午後2時00分

閉会 午後2時41分

1 出席委員

1番 伊藤光一	2番 小野木 淳	3番 香川 由
4番 石塚健一	5番 福田和己	6番 大坂 有
7番 山村幹次	8番 廣富一豊	9番 高木政志
10番 木南和徳	11番 森 秀幸	12番 石森正浩
13番 小川博幸		

2 欠席委員

なし

3 議事に参与するもの

事務局長 佐藤 勇 人  
農地係長 小川 裕 之  
主 事 河 上 彰

○議事日程

日程第 1 会期の決定について

日程第 2 議事録署名委員の指名について

日程第 3 諸般の報告について

日程第 4 議案第1号 農地法第18条第6項の規定に係る合意解約通知の成立状況の確認  
について

日程第 5 議案第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

4 議事内容 午後2時00分開会

○佐藤事務局長 皆さん、こんにちは。本日は、お忙しい中ご出席をいただきましてありがとうございます。それでは農業委員会会議規則第4条の規定により、総会の議長は会長が務めることになっておりますので、これからの議事進行につきましては小川会長にお願いいたします。

●開会の宣告

○小川議長 只今の出席委員は、13名です。定足数に達しておりますので、ただいまから第19回浦幌町農業委員会総会を開会いたします。これより議事に入ります。

●日程第1 会期の決定について

○小川議長 日程第1、「会期の決定」を議題といたします。お諮りをいたします。本総会の会期は、本日1日にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○小川議長 異議なしと認めます。よって本総会の会期は、本日1日と決定いたしました。

●日程第2 議事録署名委員の指名について

○小川議長 次に日程第2、「議事録署名委員の指名について」は、農業委員会会議規則第12条第2項の規定により、議席番号1番伊藤委員、2番小野木委員を指名いたしますのでよろしくお願いたします。

●日程第3 諸般の報告について

○小川議長 次に日程第3、「諸般の報告」について、事務局長より報告をお願いいたします。

○佐藤事務局長 諸般の報告、朗読説明。

○小川議長 報告が終わりました。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●日程第4 議案第1号 農地法第18条第6項の規定に係る合意解約通知の成立状況の確認について

○小川議長 質疑が無いようですので、次に日程第4、議案第1号「農地法第18条第6項の規定に係る合意解約通知の成立状況の確認について」を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

○小川係長 議案書2ページをご覧ください。議案第1号。農地法第18条第6項の規定に係る合意解約通知の成立状況の確認について。このことについて、下記のとおり農地の賃貸借契約の解約通知があったので審議されたい。平成31年2月27日提出。浦幌町農業委員会会長。解約通知があったのは、下記の7件であります。

議案書3ページをご覧ください。賃貸人は、貴老路に住所を有する方。賃借人は、貴老路に住所を有する方です。土地の表示等につきましては記載のとおりであります。この農地につきましては、農地法第3条第1項の規定に基づき、平成18年3月1日に賃貸借されましたが、平成31年2月1日に当人同士から農業委員会へ農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約通知があったものです。借主の都合による解約であります。

議案書4ページをご覧ください。賃貸人は、貴老路に住所を有する方。賃借人は、貴老路に住所を有する方です。土地の表示等につきましては記載のとおりであります。この農地につきましては、農業経営基盤強化促進法の規定に基づき、平成28年12月1日に賃貸借されましたが、平成31年2月1日に当人同士から農業委員会へ農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約通知があったものです。借主の都合による解約であります。

議案書5ページをご覧ください。賃貸人は、合流に住所を有する方。賃借人は、貴老路に住所を有する方です。土地の表示等につきましては記載のとおりであります。この農地につきましては

は、農地法第3条第1項の規定に基づき、平成29年3月27日に賃貸借されましたが、平成31年2月1日に当人同士から農業委員会へ農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約通知があったものです。借主の都合による解約であります。

議案書6ページをご覧ください。賃貸人は、幕別町に住所を有する方。賃借人は、貴老路に住所を有する方です。土地の表示等につきましては記載のとおりであります。この農地につきましては、農地法第3条第1項の規定に基づき、平成29年3月1日に賃貸借されましたが、平成31年2月1日に当人同士から農業委員会へ農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約通知があったものです。借主の都合による解約であります。

議案書7ページをご覧ください。賃貸人は、貴老路に住所を有する方。賃借人は、貴老路に住所を有する方です。土地の表示等につきましては記載のとおりであります。この農地につきましては、農地法第3条第1項の規定に基づき、平成18年12月1日に賃貸借されましたが、平成31年2月1日に当人同士から農業委員会へ農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約通知があったものです。借主の都合による解約であります。

議案書8ページをご覧ください。賃貸人は、幕別町に住所を有する方。賃借人は、貴老路に住所を有する方です。土地の表示等につきましては記載のとおりであります。この農地につきましては、農地法第3条第1項の規定に基づき、平成28年9月30日に賃貸借されましたが、平成31年2月1日に当人同士から農業委員会へ農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約通知があったものです。借主の都合による解約であります。

議案書9ページをご覧ください。賃貸人は、材木町に住所を有する方。賃借人は、豊頃町に住所を有する法人です。土地の表示等につきましては記載のとおりであります。この農地につきましては、農地法第3条第1項の規定に基づき、平成28年6月29日に賃貸借されましたが、平成31年1月24日に当人同士から農業委員会へ農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約通知があったものです。借主の都合による解約であります。

なお、本件につきましては、農地法第18条の規定に基づき合意解約がなされておりますので、賃貸借の解約が成立していると考えられます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。以上でございます。

○小川議長 只今、説明が終わりました。質疑、意見はありませんか。

(「ありません」の声あり)

○小川議長 よろしいですか。それでは議案第1号を採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(挙手全員)

○小川議長 はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第1号は、原案のとおり決定いたしました。

●日程第5 議案第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

○小川議長 次に日程第5、議案第2号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。本案件につきましては、売買2件の所有権移転案件と、賃貸借7件、使用貸借3件の利用権設定案件であります。所有権移転案件と利用権設定案件に分けて審議いたし

ます。それでは、初めに所有権移転案件、番号49番、50番について審議いたします。事務局より説明をお願いいたします。

○小川係長 議案書10ページをご覧ください。議案第2号。農地法第3条第1項の規定による許可申請について。このことについて、下記の者より申請があったので審議されたい。平成31年2月27日提出。浦幌町農業委員会会長。申請があったのは、下記の売買案件2件、賃貸借案件7件、使用貸借案件3件でございます。

番号49番、譲渡人は、川流布に住所を有する方、譲受人は、川流布に住所を有する法人です。土地の表示は記載のとおりであります。地目は、現況畑、面積は、8筆合わせまして160,872平方メートルです。契約の種類は売買、価格及び経営の内容は、記載のとおりであります。権利の設定の理由としましては、譲渡人は、下記理由により売買する。譲受人は、法人を設立したため、あらたに所有権を取得するものであります。

番号50番、譲渡人は、川流布に住所を有する方、譲受人は、川流布に住所を有する法人です。土地の表示は記載のとおりであります。地目は、現況畑、面積は、15筆合わせまして126,457平方メートルです。契約の種類は売買、価格及び経営の内容は、記載のとおりであります。権利の設定の理由としましては、譲渡人は、下記理由により売買する。譲受人は、法人を設立したため、あらたに所有権を取得するものであります。

なお、本件につきましては、農地法第3条第2項の全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件などの不許可条項に該当しておらず、許可要件の全てを満たしていると考えております。議案書15ページから17ページに3条番号49及び50の位置図を添付しておりますのでご覧いただき、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。以上でございます。

○小川議長 ただいまの説明に関連して、地区担当委員の木南委員より現地調査報告並びに補足説明をお願いいたします。

○木南委員 番号49番、50番につきましては、只今事務局の説明のとおり、法人を設立したため、あらたに所有権を取得する内容であり、2月18日現地を確認したところ、農地法第3条第2項の許可をしない要件に該当しておらず、許可の要件は全て満たしていることを報告いたします。以上です。

○小川議長 ありがとうございます。ただいま説明が終わりました。質疑、意見はありませんか。  
(「ありません」の声あり)

○小川議長 よろしいですか。それでは議案第2号の番号49番、50番を採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。  
(挙手全員)

○小川議長 はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第2号の番号49番、50番は、原案のとおり決定いたしました。

それでは、次に利用権設定案件、番号51番から60番について審議いたします。初めに番号51番から54番、及び58番から60番について審議いたします。事務局より説明をお願いいたします。

○小川係長 議案書11ページをご覧ください。番号51番、貸主は、貴老路に住所を有する

方、借主は、貴老路に住所を有する法人です。土地の表示は記載のとおりであります。地目は、現況畑、面積は、5筆合わせまして92, 137平方メートルです。契約の種類は賃貸借、価格は、記載のとおりであります。契約期間は、平成31年2月28日から平成41年12月30日までの10年間です。経営の内容は、記載のとおりであります。権利の設定の理由としましては、貸主は、下記理由により賃貸する。借主は、法人を設立したので、あらためて賃貸するものであります。

番号52番、貸主は、合流に住所を有する方、借主は、貴老路に住所を有する法人です。土地の表示は記載のとおりであります。地目は、現況畑、面積は、38, 584平方メートル、実耕作面積は、34, 000平方メートルです。契約の種類は賃貸借、価格は、記載のとおりであります。契約期間は、平成31年2月28日から平成41年12月30日までの10年間です。経営の内容は、記載のとおりであります。権利の設定の理由としましては、貸主は、下記理由により賃貸する。借主は、法人を設立したので、あらためて賃貸するものであります。

番号53番、貸主は、幕別町に住所を有する方、借主は、貴老路に住所を有する法人です。土地の表示は記載のとおりであります。地目は、現況畑、面積は、16筆合わせまして、479, 899平方メートル、実耕作面積は、254, 867平方メートルです。契約の種類は賃貸借、価格は、記載のとおりであります。契約期間は、平成31年2月28日から平成41年12月30日までの10年間です。経営の内容は、記載のとおりであります。権利の設定の理由としましては、貸主は、下記理由により賃貸する。借主は、法人を設立したので、あらためて賃貸するものであります。

番号54番、貸主は、貴老路に住所を有する方、借主は、貴老路に住所を有する法人です。土地の表示は記載のとおりであります。地目は、現況畑、面積は、15, 341平方メートルです。契約の種類は賃貸借、価格は、記載のとおりであります。契約期間は、平成31年2月28日から平成41年12月30日までの10年間です。経営の内容は、記載のとおりであります。権利の設定の理由としましては、貸主は、下記理由により賃貸する。借主は、法人を設立したので、あらためて賃貸するものであります。

議案書12ページをご覧ください。番号58番、貸主は、貴老路に住所を有する方、借主は、貴老路に住所を有する法人です。土地の表示は記載のとおりであります。地目は、現況畑、面積は、42筆合わせまして、429, 216. 52平方メートルです。契約の種類は使用貸借で価格は発生しません。契約期間は、平成31年2月28日から平成41年12月30日までの10年間です。経営の内容は、記載のとおりであります。権利の設定の理由としましては、貸主は、下記理由により使用貸借する。借主は、法人を設立したので、使用貸借を締結するものであります。

議案書13ページをご覧ください。番号59番、貸主は、川流布に住所を有する方、借主は、川流布に住所を有する法人です。土地の表示は記載のとおりであります。地目は、現況畑、面積は、11筆合わせまして、103, 567平方メートルです。契約の種類は使用貸借で価格は発生しません。契約期間は、平成31年2月28日から平成41年12月31日までの10年間です。経営の内容は、記載のとおりであります。権利の設定の理由としましては、貸主は、下記理由により使用貸借する。借主は、法人設立のため、使用貸借を締結するものであります。

議案書14ページをご覧ください。番号60番、貸主は、川流布に住所を有する方、借主は、川流布に住所を有する法人です。土地の表示は記載のとおりであります。地目は、現況畑、面積は、19筆合わせまして、190,019平方メートルです。契約の種類は使用貸借で価格は発生しません。契約期間は、平成31年2月28日から平成41年12月31日までの10年間で、経営の内容は、記載のとおりであります。権利の設定の理由としましては、貸主は、下記理由により使用貸借する。借主は、法人設立のため、使用貸借を締結するものであります。

なお、本件につきましては、農地法第3条第2項の全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件などの不許可条項に該当しておらず、許可要件の全てを満たしていると考えております。議案書18ページから22ページに3条番号51から54までの位置図を、議案書26ページから34ページに3条番号58から60までの位置図を添付しておりますのでご覧いただき、ご審議のほどよろしくお願いいたします。以上でございます。

○小川議長 ただいまの説明に関連して、番号51番及び58番について、地区担当委員の森委員より現地調査報告並びに補足説明をお願いいたします。

○森委員 番号51番及び58番につきましては、只今事務局の説明のとおり、法人を設立しましたので、あらためて貸借する内容及びあらたに使用貸借する内容でありまして、2月15日現地を確認したところ、農地法第3条第2項の許可をしない要件に該当しておらず、許可の要件は全て満たしていることを報告いたします。以上です。

○小川議長 ありがとうございます。次に、番号52番から54番、及び59番、60番について、地区担当委員の木南委員より現地調査報告並びに補足説明をお願いいたします。

○木南委員 番号52番から54番につきましては、只今事務局の説明のとおり、法人を設立したので、あらためて貸借する内容であります。また、番号59番、60番につきましては、法人設立のため、あらたに使用貸借する内容であります。2月18日現地を確認したところ、農地法第3条第2項の許可をしない要件に該当しておらず、許可の要件は全て満たしていることを報告いたします。以上です。

○小川議長 ありがとうございます。ただいま説明が終わりました。質疑、意見はありませんか。

(「ありません」の声あり)

○小川議長 よろしいですか。それでは議案第2号の番号51番から54番、及び58番から60番を採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(挙手全員)

○小川議長 はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第2号の番号51番から54番、及び58番から60番は、原案のとおり決定いたしました。

それでは、次に番号55番から57番について審議いたしますが、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定による議事参与の制限により議席番号6番、大坂委員の退席を求めます。審議終了後に入室、着席していただきます。ここで暫時休憩いたします。

(大坂委員退席)

○小川議長 それでは、休憩を解き会議を開きます。事務局より説明をお願いいたします。

○小川係長 議案書12ページをご覧ください。番号55番、貸主は、大平に住所を有する方、

借主は、大平に住所を有する法人です。土地の表示は記載のとおりであります。地目は、現況畑、面積は、2筆合わせまして、51,897平方メートルです。契約の種類は賃貸借、価格は、記載のとおりであります。契約期間は、平成31年2月28日から平成41年11月30日までの10年間です。経営の内容は、記載のとおりであります。権利の設定の理由としましては、貸主は、借主の希望により農地を貸し付ける。借主は、規模拡大により経営の安定を図るものであります。

番号56番、貸主は、養老に住所を有する方、借主は、大平に住所を有する法人です。土地の表示は記載のとおりであります。地目は、現況畑、面積は、61,470平方メートルです。契約の種類は賃貸借、価格は、記載のとおりであります。契約期間は、平成31年2月28日から平成41年11月30日までの10年間です。経営の内容は、記載のとおりであります。権利の設定の理由としましては、貸主は、借主の希望により農地を貸し付ける。借主は、規模拡大により経営の安定を図るものであります。

番号57番、貸主は、愛牛に住所を有する方、借主は、大平に住所を有する法人です。土地の表示は記載のとおりであります。地目は、現況畑、面積は、9,896平方メートルです。契約の種類は賃貸借、価格は、記載のとおりであります。契約期間は、平成31年2月28日から平成41年11月30日までの10年間です。経営の内容は、記載のとおりであります。権利の設定の理由としましては、貸主は、借主の希望により農地を貸し付ける。借主は、規模拡大により経営の安定を図るものであります。

なお、本件につきましては、農地法第3条第2項の全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件などの不許可条項に該当しておらず、許可要件の全てを満たしていると考えております。議案書23ページから25ページに3条番号55から57までの位置図を添付しておりますのでご覧いただき、ご審議のほどよろしくお願いいたします。以上でございます。

○小川議長 ただいまの説明に関連して、番号55番及び57番について、地区担当委員に代わり小野木委員より、又、番号56番については、地区担当委員の小野木委員より現地調査報告並びに補足説明をお願いいたします。

○小野木委員 番号55番から57番につきましては、只今事務局の説明のとおり、規模拡大により経営の安定を図るため農地を借り受ける内容であり、2月13日現地を確認したところ、農地法第3条第2項の許可をしない要件に該当しておらず、許可の要件は全て満たしていることを報告いたします。以上です。

○小川議長 ありがとうございます。ただいま説明が終わりました。質疑、意見はありませんか。

(「ありません」の声あり)

○小川議長 よろしいですか。それでは議案第2号の番号55番から57番を採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(挙手全員)

○小川議長 はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第2号の番号55番から57番は、原案のとおり決定いたしました。ここで議席番号6番、大坂委員の退席を解きます。

暫時休憩いたします。

(大坂委員着席)

○小川議長 それでは、休憩を解き会議を開きます。事務局長よりただ今の議決結果について報告してください。

○佐藤事務局長 議案第2号の番号55番から57番につきましては、原案のとおり決定いたしましたので、ご報告させていただきます。

○小川議長 以上で、本日附議された議案の審議は全て終了いたしました。この際、その他の案件について委員からご発言があれば挙手をお願いいたします。ありませんか。

(「ありません」の声あり)

●閉会の宣告

○小川議長 それでは、以上をもちまして第19回浦幌町農業委員会総会を閉会いたします。お疲れ様でした。

午後2時41分閉会